

消費税率10%への引上げ後の住宅取得に メリットが出る支援策を用意!



【消費税率の引上げに伴う4つの支援策】

- 1 住宅ローン減税の控除期間が3年延長**
(建物購入価格の消費税2%分減税(最大))
- 2 すまい給付金が最大50万円に
対象者も拡充** (収入に応じて10万~40万円の増額)
- 3 新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当
次世代住宅ポイント制度**
- 4 贈与税非課税枠は最大3,000万円に拡大**
(現行は最大1,200万円)

4つの支援策は併用可能です